

調 査 票

| | | | |
|-----|----|-------|-------|
| 番 号 | 11 | 所管府省名 | 農林水産省 |
|-----|----|-------|-------|

| | | | |
|---------------------|---|--------------|-----|
| 独立行政法人名 (HPアドレス) | 独立行政法人農畜産業振興機構 (http://alic.lin.go.jp) | 特定・非特定 の別 | 非特定 |
|---------------------|---|--------------|-----|

1 組織名及び職員数等

| | 組 織 名 | 職員数(役員を除く) | |
|-----------------------|--------------------|------------|-----|
| | | 常 勤 | 非常勤 |
| 移行前(発足時の前日) | A 特殊法人農畜産業振興事業団 | A 164人 | 21人 |
| | B 認可法人野菜供給安定基金 | B 47人 | 2人 |
| | プロパー職員数 | A 143人 | 21人 |
| | | B 36人 | 2人 |
| | 所管官庁からの出向者数 | A 18人 | 0人 |
| | | B 9人 | 0人 |
| | 所管官庁以外の官庁からの出向者数 | A 3人 | 0人 |
| | | B 2人 | 0人 |
| | その他() | A 0人 | 0人 |
| | | B 0人 | 0人 |
| 発足時 (平成15年10月1日現在) | 独立行政法人農畜産業振興機構 | 218人 | 24人 |
| | 旧組織からの移行者(プロパー職員)数 | 184人 | 20人 |
| | 所管官庁からの出向者数 | 30人 | 0人 |
| | 所管官庁以外の官庁からの出向者数 | 4人 | 0人 |
| | 移行後の採用者数 | 0人 | 4人 |
| | その他() | 0人 | 0人 |
| 平成16年4月1日現在 | 同上 | 210人 | 24人 |
| | 旧組織からの移行者(プロパー職員)数 | 175人 | 15人 |
| | 所管官庁からの出向者数 | 29人 | 0人 |
| | 所管官庁以外の官庁からの出向者数 | 4人 | 0人 |
| | 移行後の採用者数 | 2人 | 9人 |
| | その他() | 0人 | 0人 |
| 平成17年4月1日現在 | 同上 | 208人 | 18人 |
| | 旧組織からの移行者(プロパー職員)数 | 169人 | 2人 |
| | 所管官庁からの出向者数 | 29人 | 0人 |
| | 所管官庁以外の官庁からの出向者数 | 4人 | 0人 |
| | 移行後の採用者数 | 6人 | 16人 |
| | その他() | 0人 | 0人 |
| 平成18年4月1日現在 | 同上 | 207人 | 22人 |
| | 旧組織からの移行者(プロパー職員)数 | 163人 | 0人 |
| | 所管官庁からの出向者数 | 28人 | 0人 |
| | 所管官庁以外の官庁からの出向者数 | 4人 | 0人 |
| | 移行後の採用者数 | 12人 | 22人 |
| | その他() | 0人 | 0人 |
| 平成19年4月1日現在 | 同上 | 205人 | 28人 |
| | 旧組織からの移行者(プロパー職員)数 | 156人 | 0人 |
| | 所管官庁からの出向者数 | 28人 | 0人 |
| | 所管官庁以外の官庁からの出向者数 | 4人 | 0人 |
| | 移行後の採用者数 | 17人 | 28人 |
| | その他() | 0人 | 0人 |

2 指定職又は役員数等

| | 役員数等 | |
|----------------------|-------|-----|
| | 常 勤 | 非常勤 |
| 移行前(発足時の前日) | A 11人 | 9人 |
| | B 5人 | 11人 |
| 発足時(平成15年10月1日現在) | 10人 | 0人 |
| 移行前において指定職・役員であった者の数 | 9人 | 0人 |
| 平成16年4月1日現在 | 10人 | 0人 |
| 移行前において指定職・役員であった者の数 | 9人 | 0人 |
| 平成17年4月1日現在 | 10人 | 0人 |
| 移行前において指定職・役員であった者の数 | 9人 | 0人 |
| 平成18年4月1日現在 | 10人 | 0人 |
| 移行前において指定職・役員であった者の数 | 5人 | 0人 |
| 平成19年4月1日現在 | 10人 | 0人 |
| 移行前において指定職・役員であった者の数 | 2人 | 0人 |

3 指定職・役員給与総額及び個人別給与年額

| 指 定 職 ・ 役 員 の 給 与 総 額 | |
|--|---------------------------|
| 支 給 年 度 | 報 酬 総 額 |
| 移行前の最終1年度間 (平成14年度) | A 203,617千円 B 83,310千円 |
| 発足時(平成15年度:平成15年10月～16年3月) | 171,809千円 |
| 平成16年度 | 171,118千円 |
| 平成17年度 | 166,069千円 |
| 平成18年度 | 162,927千円 |
| 備考 (注1) 役員は、非常勤を含む。 (注2) ガイドラインに基づく給与水準公表資料に記載されている額を記載。 ただし、14年度以前は、ガイドラインに基づく給与水準の公表が行われていないので財務諸表の附属明細書に記載されている額を記載。 | |

| 指 定 職 ・ 役 員 個 人 別 の 給 与 年 額 | | |
|-----------------------------|--|------------|
| 支 給 年 度 | 役 職 名 | 報 酬 年 額 |
| 移行前の最終1年度間(平成14年度) | 理事長 A | 未公表のため記載せず |
| | 理事長 B | " |
| | 副理事長 A | 未公表のため記載せず |
| | 副理事長 B | " |
| | 理事 A | 未公表のため記載せず |
| | 理事 B | " |
| 発足時(平成15年10月～16年3月) | 監事 A | 未公表のため記載せず |
| | 監事 B | " |
| | 理事長 | 20,548千円 |
| | 副理事長 | 18,957千円 |
| | 総括理事(2人) | 35,699千円 |
| | 理事(4人) | 67,502千円 |
| 平成16年度 | 監事(2人) | 29,103千円 |
| | 理事長 | 20,496千円 |
| | 副理事長 | 18,880千円 |
| | 総括理事(2人) | 35,565千円 |
| | 理事(4人) | 67,227千円 |
| | 監事(2人) | 28,950千円 |
| 平成17年度 | 理事長 | 20,430千円 |
| | 副理事長 | 18,825千円 |
| | 総括理事(1人+1人(11カ月)) | 32,509千円 |
| | 理事(4人) | 65,512千円 |
| | 監事(2人) | 28,793千円 |
| | 平成18年度 | 理事長 |
| 副理事長 | | 18,408千円 |
| 総括理事(2人) | | 34,697千円 |
| 理事(4人) | | 65,327千円 |
| 監事(2人) | | 26,639千円 |
| 平成19年度(4月～9月までの6カ月分) | | 理事長 |
| | 副理事長 | 8,958千円 |
| | 総括理事(2人) | 16,968千円 |
| | 理事(4人) | 30,377千円 |
| | 監事(2人) | 13,873千円 |
| | 備考 (注1) 役員は、非常勤を含む。 (注2) ガイドラインに基づく給与水準公表資料に記載されている額を記載。 | |

4 役員氏名等

(平成19年4月1日現在)

| 氏名 | 公務員 経験 | 独法等 役員経験 | 役職名 | 就任年月日 | 就任時年齢 |
|---|-----------|-------------|------|----------|-------|
| 経歴 | | | | | |
| 兼職先 | | | 役職名 | 常勤・非常勤 | 有給・無給 |
| 木下 寛之 | | - | 理事長 | 平18.9.26 | 59歳 |
| 昭46.4.1 農林省入省 農村振興局長、水産庁長官、農林水産審議官 平18.8.8 退職 | | | | | |
| 環境省中央環境審議会 | | | 臨時委員 | 非常勤 | 有給 |
| 菱沼 毅 | | - | 副理事長 | 平15.10.1 | 60歳 |
| 昭40.4.1 農林省入省 畜産局家畜生産課長、家畜改良センター所長、九州農政局長 平10.7.3 退職 (社)家畜改良事業団参与 平11.9.15 退職 平11.9.16 (特)農畜産業振興事業団副理事長 | | | | | |
| (独)家畜改良センター | | | 監事 | 非常勤 | 無給 |
| 関川 和孝 | | - | 総括理事 | 平17.10.1 | 56歳 |
| 昭48.4.1 農林省入省 食糧庁総務部長、衆議院事務局調査局農林水産調査室首席調査員 平17.9.1 退職 | | | | | |
| - | | | - | - | - |
| 和田 宗利 | | - | 総括理事 | 平17.8.2 | 59歳 |
| 昭45.4.1 農林省入省 農産園芸局普及教育課長、農産園芸局婦人・生活課長、 種苗管理センター所長、東海農政局長 平14.1.8 退職 平14.2.1 (特)農畜産業振興事業団理事 | | | | | |
| - | | | - | - | - |
| 成田 喜一 | | - | 理事 | 平18.8.1 | 49歳 |
| 昭54.4.1 農林省入省 国際協力事業団農林水産開発調査部次長、食糧庁計画流通部流通課貿易業務調整官、大臣官房国際部国際協力課国際農業調整官、総合食料局食品産業振興課長、総合食料局食料企画課長、総合食料局総務課長 平18.7.31 退職(現役出向) | | | | | |
| - | | | - | - | - |
| 塚田 幸雄 | - | - | 理事 | 平17.10.1 | 57歳 |
| (独)農畜産業振興機構酪農乳業部長 平17.9.30退職 | | | | | |
| (財)日本食肉流通センター | | | 理事 | 非常勤 | 無給 |
| (財)日本食肉生産技術開発センター | | | 理事 | 非常勤 | 無給 |
| (財)日本食肉消費総合センター | | | 理事 | 非常勤 | 無給 |

| | | | | | |
|--|---|---|----|----------|-----|
| 野川 保晶 | | - | 理事 | 平17.8.2 | 56歳 |
| 昭48.4.1 外務省入省 大臣官房審議官兼中近東アフリカ局、在ジュネーヴ国際機関日本政府代表部大使兼在ジュネーヴ日本国 総領事館総領事、在シドニー日本国総領事館総領事 平17.8.1 退職（現役出向） | | | | | |
| - | | - | - | - | - |
| 北野 律男 | - | - | 理事 | 平19.4.1 | 56歳 |
| （独）農畜産業振興機構特産振興部長 平19.3.31退職 | | | | | |
| - | | - | - | - | - |
| 田中 茂雄 | | - | 監事 | 平19.4.1 | 54歳 |
| 昭46.4.1 大蔵省入省 財務省主計局法規課法規調査官、会計制度調査官、主計監査官 平19.3.31 退職（現役出向） | | | | | |
| - | | - | - | - | - |
| 堀 邦夫 | - | - | 監事 | 平18.10.1 | 58歳 |
| 日本通運株式会社引越部長 平18.9.30退職 | | | | | |
| - | | - | - | - | - |

| | |
|-------------------|----------------|
| 5 退職金支給総額等 | 引き続き調査中 |
|-------------------|----------------|

| | |
|---------------------|----------------|
| 6 独立行政法人評価委員 | 引き続き調査中 |
|---------------------|----------------|

14 中期計画の数値目標等

| 計画期間 | 第1期 平成15年度 ~ 19年度 |
|---|-------------------|
| 中期計画に定められた数値目標一覧 | |
| 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 | |
| 1 事業費の削減・効率化 事業費については、補助事業の効率化等を通じ、中期目標の期間中に、平成14年度(BSE関連の補助事業を除く。)の9割以下の水準に抑制する。この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により影響を受けることについて配慮する。 | |
| 2 業務運営の効率化による経費の抑制 | |
| (1) 業務運営の効率化による経費の抑制については、一般管理費(退職手当を除く。)について、予算の執行管理体制の整備、役職員のコスト意識の徹底、本部事務所の統合、汎用品の活用等による調達コストの節減、定期的な日常業務の点検及び業務体系の見直し、電子化の一層の推進による事務処理の合理化、業務の適切な進行管理等により業務の効率化に努め、中期目標の期間中に、平成14年度比で13%抑制する。 | |
| (2) 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降5年間に於いて人件費について5%以上の削減(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)を行う。なお、平成18年度以降2年間に少なくとも人件費の2%を削減する。 また、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、平成17年12月1日から人件費改革として取り組んでいる「東京に勤務する国家公務員の給与水準を下回る水準を目標とした給与構造の見直し」を着実に推進する。 | |
| 6 補助事業の効率化等 | |
| (3) 業務執行規程等に基づき以下の措置を講じる。 事業実施主体から要領及び事業実施計画を受領してから承認の通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受領してから交付決定の通知を行うまでの期間が10業務日以内である件数の全件数に占める割合を毎事業年度90%以上とする。ただし、地方の複数の事業実施主体に係る件数については、対象件数から除く。 | |
| 施設整備に係る事業については、以下の措置を講じる。 エ 費用対効果分析を実施している事業にあっては、施設設置後3年目までは利用状況の調査を行う。また、3年を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を90%以上にする。なお、必要に応じて現地調査の上、低利用の場合には改善を行う。 | |
| 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 | |
| 1 畜産関係業務 | |
| (1) 指定食肉の売買 指定食肉の価格安定を図るため、指定食肉の需給動向を定期的に把握すること等により、買入れ・売渡しを決定した場合は、決定した日から30業務日以内に業務を実施する。 | |
| (2) 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助 畜産物の価格安定を図るため、畜産物の需給動向を定期的に把握すること等により、国が保管計画の認定を行った場合は、認定された日から14業務日以内に調整保管を開始する。 〔参考〕平成4年度実績:16業務日 | |
| (3) 畜産に係る補助 | |
| イ 学校給食用牛乳供給事業 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)に基づき定められている学校給食供給目標について、牛乳に関する普及啓発等の推進により、供給日数に係る達成率を毎事業年度90%以上とする。 | |
| イ 学校給食用牛乳の衛生管理の強化については、研修会の開催、相談員による指導等を行い、国等の行う事業・施策と相まって、HACCP承認工場の割合を中期目標の期間の終了時までに50%以上に引き上げる。 〔参考〕平成14年度実績:44.1% | |
| ウ 主要な畜産物の流通の合理化のための処理、保管等の事業 国産食肉及び国産生乳・乳製品等に対する理解の促進のため、栄養的価値等のPR、正しい知識の普及等の普及啓発を行い、消費者等に対するアンケート調査における畜産物に係る知識等の普及度を中期目標の期間の終了時までに5%以上向上させる。 | |
| (4) 加工原料乳生産者補給交付金の交付 生産者補給交付金については、事務処理の迅速化等により、指定生乳生産者団体からの交付申請を受領した日から18業務日以内に交付する。ただし、指定生乳生産者団体から18業務日を超えた支払希望がある場合を除く。 〔参考〕平成14年度実績:21業務日 | |
| ホームページ等において、事務手続きの合理化等により、指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から10業務日以内に公表する。 〔参考〕平成14年度実績:12業務日 | |

| |
|--|
| <p>(5) 指定乳製品等の輸入・売買 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合に指定乳製品等の輸入を行うときは、事務処理の迅速化、輸入業務関係者に対する指導の強化等により、農林水産大臣が輸入を承認した日から50日以内(大洋州産以外のものについては80日以内)に売渡しを行う。 〔参考〕平成9年度実績:57日(大洋州産以外のものは84日)</p> <p>国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、毎年度、その全量を確実に輸入する。</p> <p>ホームページ等において、事務処理体制の整備等により、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の20日までに公表する。</p> |
| <p>(6) 肉用子牛生産者補給交付金の交付 交付業務の迅速化 生産者補給交付金等については、事務処理の迅速化等により、指定協会からの交付申請を受理した日から28業務日以内に交付する。 また、肉用子牛生産者補給金制度の円滑化を図るため、国の家畜個体識別システムとの連携を進める。 〔参考〕平成13年度実績:32業務日(平成14年度は、BSE対策に伴い変則的な対応を実施)</p> <p>交付状況に係る情報の公表 ホームページ等において、事務処理体制の整備等により、生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対し交付を終了した日から10業務日以内に公表する。また、生産者に対して生産者補給金等交付通知書(葉書)を送付し、情報提供の質の向上を図る。</p> |
| <p>2 野菜関係業務 (1) 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、交付金等の1月当たりの交付回数を増加することにより、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から12業務日以内に交付する。〔参考〕平成14年度実績:15業務日 (2) 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、交付金等の1月当たりの交付回数を増加すること等により、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から40業務日以内に交付する。〔参考〕平成14年度実績:60業務日</p> |
| <p>3 砂糖関係業務 (1) 砂糖の価格調整 甘味資源作物交付金については、事務処理システムの整備、その適切な運用等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受領した日から8業務日以内に交付する。 国内産糖交付金については、事務処理の迅速化等により、国内産糖製造事業者からの交付申請を受領した日から18業務日以内に交付する。〔参考〕平成14年度実績:20業務日</p> <p>ホームページ等において、事務手続きの合理化等により、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の20日までに公表する。〔参考〕平成14年度実績:翌月の30日</p> |
| <p>(2) 砂糖に係る補助 のウ 砂糖に対する理解の促進のための事業 消費者に対し、砂糖についての誤解の払拭や砂糖が持つ機能・効用のPR等砂糖に対する理解の促進のための普及・啓発を行い、消費者等に対するアンケート調査における砂糖の効用等に対する理解度を平成15年度と比較し5%以上向上させる。</p> |
| <p>4 でん粉関係業務 (1) でん粉原料用いも交付金については、事務処理システムの整備、その適切な運用等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受領した日から8業務日以内に交付する。 (2) 国内産いもでん粉交付金については、事務処理システムの整備、その適切な運用等により、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受領した日から18業務日以内に交付する。 (3) ホームページ等において、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績並びにでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の20日までに公表する。</p> |
| <p>5 蚕糸関係業務 (1) 生糸の輸入調整 国産生糸の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合に輸入によって保有する生糸の売渡しを行うときは、事務処理の迅速化等により、入札の公告を行った日から13業務日以内に売買契約を締結する。〔参考〕平成元年度実績:15業務日</p> <p>ホームページ等において、事務処理体制の整備等により、輸入生糸の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の20日までに公表する。</p> |

6 情報収集提供業務

(2) 情報提供の効果測定等

情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報やその提供方法について効果測定を実施し、その結果を情報提供に反映させる仕組みを構築し、紙面・ホームページの改善を図る。
また、中期目標の期間中の各事業年度における情報利用者の満足度を指標化し、5段階評価で3.7以上となるようにする。

(3) 情報の迅速かつ機動的な提供

情報の提供は、迅速に行うこととし、事務処理体制の整備等により、情報の種類に応じ以下に掲げる期間内に公表を行う。

また、国から事業・施策の推進に必要な緊急の問い合わせ、調査依頼があった場合は、機動的に情報提供を行う。

ア 畜産関係

a 需給関連数値情報及び需給に影響を及ぼす事象情報

(a) 週報: 情報収集の翌週

(b) 月報: 情報収集の翌月

(c) ホームページ: 月報と同時又は情報収集の翌週

b 国内調査等

国内調査結果等に分析・解説等を加え、翌々月までに提供。ただし、専門家の分析が必要な場合は3ヶ月以内。

c 海外の主要国の畜産関係政策変更等

海外主要国の調査結果等に分析・解説等を加え、3ヶ月以内に提供

イ 野菜関係

a 卸売市場の市況情報(日別・旬別): 情報収集の翌日

b 気象情報: 情報収集の翌日

c 貿易情報(月別): 情報収集の翌日

d 消費情報(月別): 情報収集の翌日

e 国内、海外調査結果等: 情報収集の翌々月。ただし、専門家の分析が必要な場合は3ヶ月以内。

ウ 砂糖関係

a 統計情報及び需給に影響を及ぼす事象情報

(a) 月報: 情報収集の翌月

(b) ホームページ: 月報と同時又は情報収集の翌週

b 国内調査等

国内調査結果等に分析・解説等を加え、翌々月までに提供。ただし、専門家の分析が必要な場合は3ヶ月以内。

c 海外調査等

海外主要国の調査結果等に分析・解説等を加え、3ヶ月以内に提供

エ でん粉関係

a 統計情報及び需給に影響を及ぼす事象情報

(a) 月報: 情報収集の翌月

(b) ホームページ: 月報と同時又は情報収集の翌週

b 国内調査等

国内調査結果等に分析・解説等を加え、翌々月までに提供。ただし、専門家の分析が必要な場合は3ヶ月以内。

c 海外調査等

海外主要国の調査結果等に分析・解説等を加え、3ヶ月以内に提供

オ 蚕糸関係

a 統計情報及び需給に影響を及ぼす事象情報

(a) 月報: 情報収集の翌月

(b) ホームページ: 月報と同時又は情報収集の翌週

b 国内・海外調査等

国内・海外調査結果等に分析・解説等を加え、翌々月までに提供。ただし、専門家の分析が必要な場合は3ヶ月以内。

(5) ホームページの活用等

ホームページの活用等による国民に対する情報提供の充実を図るため、次の措置を講じることにより、ホームページの年間アクセス件数が、140万件以上となるようにする。

[参考]平成14年度実績:140万件

(農畜産業振興事業団と野菜供給安定基金の合計。平成14年度はBSEの発生に伴い、アクセス件数が通常より多くなっている。)

機構業務の紹介、消費者の要望する情報について、月2回以上ホームページの掲載情報の更新を行う。

(6) 照会事項に対する対応等

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、マニュアルを作成し迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。

第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

2 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)

(2) 人事に関する指標

期末の常勤職員数を期初の95.6%とする。

(参考1)

期初の常勤職員 227人
期末の常勤職員の見込み 217人

| | 達成状況 | 評価結果 |
|---------------------|-------------------------------|---|
| 発足時(平成15年10月～16年3月) | 全ての項目において、年度計画において定めた目標を達成した。 | 平成15年度(下半期)の業務は、中期計画の達成に向けて順調に行われている(A) |
| 平成16年度 | 全ての項目において、年度計画において定めた目標を達成した。 | 平成16年度の業務は、中期計画の達成に向けて順調に行われている(A) |
| 平成17年度 | 全ての項目において、年度計画において定めた目標を達成した。 | 平成17年度の業務は、中期計画の達成に向けて順調に行われている(A) |
| 平成18年度 | 全ての項目において、年度計画において定めた目標を達成した。 | 平成18年度の業務は、中期計画の達成に向けて順調に行われている(A) |

15 中期計画期間における特筆すべき研究あるいは業務の成果

| | | | | | | |
|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| <p>発足時(15年10月～16年3月)</p> <p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>3 業務執行の改善</p> <p>(1) 独立行政法人評価委員会の評価の効率的かつ効果的な実施に資するよう、機構自ら業務の点検・評価を行うとともに、外部専門家・有識者等から成る第三者機関による業務の点検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。</p> <p>〔特記事項〕 工程表の作成や進捗状況の点検等においては、理事長自らが、役職員から業務の実施状況等を直接聴取し、業務の方針等を直接指示した。</p> | | | | | | |
| <p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 畜産関係業務</p> <p>(3) 畜産に係る補助</p> <p>〔特記事項〕 不測の事態の発生による畜産農家等への影響の拡大を抑えるため、いずれの対策も迅速に実施する必要があったが、要綱の制定・改正等の作業を、極めて短い期間のうちに終え、事業を早期に執行した。 また、鳥インフルエンザ対策については、機構職員が発生県に赴いて、地元と補助要件の調整を行いつつ要綱の制定を行い、事業を早期に執行した。</p> | | | | | | |
| <p>5 情報収集提供業務</p> <p>(1) 情報精度、利便性の向上</p> <p>〔特記事項〕 輸入牛肉の価格関連情報について、輸入牛肉の価格動向に対する関心が高まっていることから、従来の「輸入牛肉の卸売価格」の調査・公表に加えて、「緊急調査・輸入牛肉の卸売価格」を実施し、主要品目について、毎週調査・公表している。</p> | | | | | | |
| <p>(2) 情報提供の効果測定等</p> <p>〔特記事項〕 農業生産に関する諸問題、消費者の関心が高まっている食品安全の問題、WTOやFTA交渉等の国際情勢等の情報をタイムリーに提供できるよう、月刊の「野菜情報」を創刊した(平成16年3月25日発刊)。 なお、これまでは、年3回発行の「野菜季報」により野菜をめぐる話題等を提供。</p> | | | | | | |
| <p>(3) 情報の迅速かつ機動的な提供</p> <p>〔特記事項〕 ワシントン海外駐在員事務所において、米国におけるBSE発生をいち早くキャッチするとともに、関係情報を迅速に収集し、農水省や食品安全委員会に情報の提供を行った。また、今後の対応策を協議した。 さらに、鳥インフルエンザに関し、1～3月の期間中、東南アジア等13ヶ国を対象に集中的に情報を収集・提供した。また、今後の対応策を協議した。</p> | | | | | | |
| <p>平成16年度</p> <p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2 業務運営の効率化による経費の抑制</p> <p>〔特記事項〕 意志決定の迅速化を図るため、決裁規程を見直し、この結果、決裁期間の短縮が図られた。</p> <table border="0"> <tr> <td>14年度平均</td> <td>5.0業務日</td> </tr> <tr> <td>15年度平均</td> <td>5.0業務日</td> </tr> <tr> <td>16年度平均</td> <td>4.2業務日</td> </tr> </table> <p>2 業務運営の効率化による経費の抑制</p> <p>〔特記事項〕 電子化による業務運営の効率化と業務の質的向上を図るため、「独立行政法人農畜産業振興機構のIT化基本方針(e-alic基本方針)」及び「独立行政法人農畜産業振興機構のIT化基本方針(e-alic基本方針)に基づき具体的に推進する事項」(以下「e-alic基本方針等」という。)(平成17年3月16日付け16農畜機第5067号)を制定し、共通的な考え方の下、業務のIT化を推進することとした。 また、e-alic基本方針等に沿って、新たに電子署名規程(平成17年3月16日付け16農畜機第5067号)を制定し、共通的な考え方の下、業務のIT化を推進することとした。 また、e-alic基本方針等に沿って、新たに電子署名規程(平成16年11月22日付け16農畜機第3551号)を制定するとともに、通則法に基づく農林水産省への申請・届出についての電子申請を実施した(農林水産省への電子申請を行ったのは、当機構が初めて)。</p> | 14年度平均 | 5.0業務日 | 15年度平均 | 5.0業務日 | 16年度平均 | 4.2業務日 |
| 14年度平均 | 5.0業務日 | | | | | |
| 15年度平均 | 5.0業務日 | | | | | |
| 16年度平均 | 4.2業務日 | | | | | |

3 業務執行の改善

(3) 業務運営を横断的に監査・監視する専任の内部監査体制を充実・強化するとともに、平成15年度末までに内部監査マニュアルを作成し、内部監査マニュアルに基づき業務の適正化を図る。

〔特記事項〕

監査体制(内部監査マニュアル等及び監査方法)が、平成16年8月、特定非営利活動法人情報公開市民センターの「特殊法人等の監査体制ランキング」において、調査対象全53法人中2位、小規模法人19法人中1位にランク付けされた。

〔評価されたポイント〕

- ・ 監事監査以外に内部監査を行っている
- ・ 詳細なチェックリストがある
- ・ 報告書に実効性がある
- ・ 回答を期限付きで求めている等

なお、当該ランキングが新聞等に掲載されたこともあって、多くの独立行政法人等から問合せがあり、それらに対して積極的に情報を提供した。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 畜産関係業務

(5) 指定乳製品等の輸入・売買

〔特記事項〕

売渡しで不落札が発生するなど、乳製品の需給緩和が著しい中、カレントアクセス(国際約束に従って国が定めて通知する数量)に係る輸入及び売渡しの円滑化の観点から以下の取組を実施した。

- ） バターの品質規格における需要者の希望の多様化等のニーズにきめ細かく対応するため、バター輸入対象品目数を拡大(2種類から8種類)
- ） 指定商社の輸入入札への参入を容易化するため、輸入応札の最小単位を100トンから20トンに変更
- ） 需要者を対象に、意見交換会とは別に説明会を開催

(多様化された品質規格の内容や指定商社への需要者側の要望・ニーズの伝達の重要性、カレントアクセスの遂行状況等を説明し、国際約束履行に関する機構の責務について理解と協力を要請)

2 野菜関係業務

(3) 野菜価格安定制度の実施状況について、原則として四半期ごとに、制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量等をホームページ、広報誌等により公表する。

〔特記事項〕

相次ぐ台風の影響、産地の切り替わる10月に入ってから長雨、日照不足等の影響に伴う野菜の供給量の不足と価格の高騰(10月20日過ぎには指定野菜全体で平年比約2.5倍、はくさい、キャベツ、レタス等では5~6倍まで価格が大きく上昇)に対応する観点から、平成16年10月25日、機構内に、「緊急野菜供給対策本部」を設置(12月末まで計10回開催)し、農林水産省との連携の下、野菜の安定供給のための以下の対策を実施した。

- ） 農林水産省との連携の下、野菜の安定供給を確保するため、11月より、軟弱野菜や不揃い品の出荷促進を行った生産者に対する出荷奨励金の交付事業(平成16年度冬期野菜供給確保需給調整事業)を実施(その増加数量は7,761t(5%増)、奨励金交付額は98,181千円)
- ） 機構のホームページで野菜の価格情報や関係事業の実施内容等の情報を提供。

5 情報収集提供業務

〔特記事項〕

以下の現地調査を通じた情報の収集提供を実施した。

- ） チリにおける豚肉生産構造・流通実態調査を実施(日・チリFTA関連)
- ） 農林水産省からの要請により、米国の砂糖の基本政策の運用及びルイジアナ州のさとうきび産地の実態調査を実施
- ） FTA交渉対象国等における野菜の生産・流通等の実態調査への組織的取組みを実施(韓国、タイ等6カ国、8調査団を派遣)

また、農林水産省からの要請もあり、米国に機構職員を長期に派遣し、以下を実施した。

） 米国の国際交渉においての主張・立場について、情報収集を行うとともに、代表的な砂糖業界団体との間で友好的な関係を構築

） 砂糖製造事業者とその原料作物生産者間の収益分配が、今後の砂糖政策の検討上重要な論点となっていることを踏まえ、米国(ノースダコタ州及びカリフォルニア州)のビート産地において、その運用実態等の調査を実施

- ） 日本の野菜価格高騰時において重要な輸入先となるカリフォルニア州の野菜生産・流通実態の調査を実施

(4) 消費者への情報提供

(特記事項)

小中学生の望ましい食習慣の形成のため、食に関する指導(学校における食育)の推進に中核的な役割を担う「栄養教諭制度」が17年度からスタートすることを踏まえ、栄養教諭(学校栄養職員等が資格を取得)等を対象として、野菜、砂糖、食肉、牛乳・乳製品についての「正しい知識」の普及のための教材を提供した。

- ・野菜「野菜ブック」
- ・砂糖「砂糖の知識」
- ・食肉「食肉の知識」
- ・牛乳・乳製品「牛乳・乳製品の知識」

第3 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画

(特記事項)

今後のWTO交渉の進展、高病原性鳥インフルエンザの新たな発生への備えという政策的要請に迅速かつ機動的に対応するため、米国等における情報収集業務の拡充等、効果的な資金の配分に十分に取り組んだ。

平成17年度

第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

2 業務運営の効率化による経費の抑制

(特記事項)

効率的かつ効果的な業務運営等を図るため、本部と地方事務所の業務・組織を組織合理化の観点から一体的に見直し、平成17年10月に神戸事務所を廃止した。

また、国民に対し「より良質で安価な」行政サービスを提供する観点から、東京に勤務する国家公務員の給与水準を下回る水準を目指し、他の法人に先駆けて、計画的・段階的引き下げを行う「給与構造の見直し」を行った。その内容は、役員等の報酬・給与の年収ベースでの14%削減、部長クラスの8%削減を始めとした職員の本俸水準の引下げ、部長級スタッフの削減、課長級スタッフ職の課長代理への振替等による管理職割合の引下げ等である。

3 業務執行の改善

- (3) 業務運営を横断的に監査・監視する専任の内部監査体制を充実・強化するとともに、平成15年度末までに内部監査マニュアルを作成し、内部監査マニュアルに基づき業務の適正化を図る。

(特記事項)

当機構の監査体制(内部監査マニュアル等及び監査方法)が、平成16年8月に特定非営利活動法人情報公開市民センターの「特殊法人等の監査体制ランキング」において上位(調査対象全53法人中2位、小規模法人19法人中1位)にランク付けされたところであるが、平成17年度においてもランク付けにふさわしい監査体制の下、厳正な監査を実施した。その結果、役職員の経費節減に対する認識がより一層高まり、事業費・一般管理費の節減に貢献した。

[評価されたポイント]

- ・ 監事監査以外に内部監査を行っている
- ・ 詳細なチェックリストがある
- ・ 報告書に実効性がある
- ・ 回答を期限付きで求めている等

5 機能的で効率的な組織体制の整備

- (2) スタッフ制の拡充、職員の部門間の交流の促進、業務の質や量に対応した組織体制、人員配置の見直しを進める。

(特記事項)

EPA / FTAやWTO交渉の進展、中国貿易の拡大等、機構をめぐる情報業務ニーズの変化に的確に対応するため、部門横断的な国際情報審査役を創設し、これに伴うスクラップアンドビルドとして、本部・地方事務所の業務の質及び量を再点検し、平成17年10月1日付けで神戸事務所を廃止した。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 畜産関係業務

(5) 指定乳製品等の輸入・売買

(特記事項)

乳製品の需給が著しく緩和している中、カレントアクセス(国際約束に従って国が定めて通知する数量)に係る輸入の円滑化の観点から以下の取組を実施した。

-) 国内の乳製品需要をきめ細かく調査したところ、バターより乳脂肪含有率が低いデリースブレッドに対する需要が存在することが判明したので、需要者の意見を十分に聴いた上でその品質規格を定め、新たな輸入品目として追加した。
-) 同調査により、輸入脱脂粉乳に対する需要が存在することが判明したので、4年ぶりに輸入品目に脱脂粉乳を追加した。
-) 同調査により、ホエイ・調製ホエイに対する需要が存在することが判明したので、追加の輸入入札を実施した。

〔特記事項〕

- ）売渡入札においては、需要者の要望に応じ、入札実施回数を平成16年度の5回から7回に増加させた。
- ）売渡入札への新規参入を容易にするため、最低売渡数量の単位を2.5トンから1.0トンに変更した。

2 野菜関係業務

- (1) 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、交付金等の1月当たりの交付回数を増加することにより、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から12業務日以内に交付する。

〔参考〕平成14年度実績：15業務日

〔特記事項〕

メール・ファクシミリを活用した交付金交付申請手続きの導入

登録出荷団体へのアンケート調査結果を踏まえて、交付額等については電子媒体による情報提供を開始したが、これに加えて、申請者の選択肢の幅を広げるという利便性の向上の観点等からメールやファクシミリを利用した交付金申請の手続きを導入した。

交付予約の申込変更の弾力化

災害等の不測の事態が生じた場合に対応が可能となるよう、理事長が激甚災害等不可抗力によるものでやむを得ないと認めた場合、対象出荷期間の開始の日の前日の1ヵ月前まで交付予約の変更が可能となるよう特例を業務方法書実施細則に定めた。

- (2) 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、交付金等の1月当たりの交付回数を増加すること等により、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から40業務日以内に交付する。

〔参考〕平成14年度実績：60業務日

〔特記事項〕

加工・業務用野菜の国内生産振興を図るための各種取組み

農林水産省、関係団体との連携の下、生産から流通・消費にいたる関係者との情報交換会の実施、消費購買行動、食品加工メーカー調査の実施、各種パンフレットの作成配布及び機構ホームページに生産者と実需者の紹介コーナーを開設した。

- (3) 野菜価格安定制度の実施状況について、原則として四半期ごとに、制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量等をホームページ、広報誌等により公表する。〔参考〕平成14年度実績：年1回

〔特記事項〕

原油高騰に伴う施設野菜対策の情報提供

施設園芸における光熱動力費は経営費の2割以上を占める場合があり、原油価格の上昇が農業経営に与える影響が懸念されることから、農林水産省、全農における施設野菜対策に係る情報提供を機構情報誌及びHPを通じて行った。

野菜構造改革促進特別対策事業の平成17年度執行において、「セイヨウオオマルハナバチ」の特定外来生物への指定に向けた産地の取り組みに対して、緊急対策として、逸出防止ネット、在来種の導入などについて当該事業の対象とすることとされ、急遽対応した。

5 情報収集提供業務

〔特記事項〕

国内外の現地調査や情報収集を基に時宜を得た情報提供を行い、その内容に対して外部機関等の反響や多数の記事引用があった。(以下の括弧内は反響のあった機関等)

- ）ラオス野菜生産・加工・流通の実態(国際協力銀行ほか)
- ）チリ野菜生産・加工・流通の実態(国際コンサルタント会社)
- ）ベトナム野菜生産・加工・流通の実態(県、団体)
- ）中国野菜産地の動向(大学、団体ほか)
- ）ブラジル砂糖・エタノール生産・流通の実態(農林水産政策研究所)
- ）EU砂糖制度改革案の内容と影響(経済産業研究所ほか)
- ）沖縄県宮古島のさとうきび農家の増収技術紹介(製糖会社、県)
- ）宮古島のバガス等を利用したバイオマス関連プロジェクト調査報告(日本総研)
- ）機構記事等の他誌への引用件数
畜産：882件(平成17年4月～平成18年3月)

〔特記事項〕

国際情勢に即応した情報収集活動を強化するため、国際情報審査役を設置した。

また、ホームページに「国際情報ウォッチ」のコーナーを新設し、以下の情報提供を開始した。

- ）従来からの畜産に加え、野菜、砂糖及びシルクについても速報性の高い海外情報を提供
- ）中国の農畜産物、繊維、貿易等に関する翻訳記事を定期的に掲載

| |
|--|
| <p>(4) 消費者への情報提供 〔特記事項〕 学校給食における地場農産物利用の現状と課題を明らかにするため、平成17年8月～9月にかけて全国の学校栄養士(栄養教諭)を対象とするアンケート調査(学校給食における地産地消に関するアンケート調査)を行い、同年11月にその取りまとめ結果を公表した。 なお、アンケート調査結果は、複数の新聞等の記事として掲載されている。 また、本調査結果を踏まえ、平成18年1月に学校給食における地産地消に係る問題点や課題の克服に向けた意見交換会(学校給食における地産地消の推進についての意見交換会)を開催し、同年2月に提示された意見や提案の取りまとめ結果を公表した。</p> |
| <p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 2 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。) (1) 方針 〔特記事項〕 独法化による裁量権の強化の趣旨を活かし、本部・地方事務所の組織について業務の質及び量に応じた機動的で柔軟な組織体制の整備に十分取り組んだ。 また、勘定間異動を積極的に実施し、統合前の組織の枠組みを越えた人事運営を推進した。</p> |
| <p>(2) 人事に関する指標 〔特記事項〕 人件費の削減については、他法人に先駆け、平成17年12月に「行政改革の重要方針」が閣議決定される以前に、当該閣議決定の削減目標以上の内容を盛り込んだ「給与構造の見直し」を実施した。</p> |
| <p>平成18年度 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 3 業務執行の改善 (3) 業務運営を横断的に監査・監視する専任の内部監査体制を充実・強化するとともに、平成15年度末までに内部監査マニュアルを作成し、内部監査マニュアルに基づき業務の適正化を図る。 〔特記事項〕 機構業務の執行に当たって効率性等の一層の追求が強く求められていることを踏まえ、18年度の内部監査について次の見直しを行った。) 業務の効率化に関する事項について、臨時の内部監査を実施した。) 内部監査規程等を改正し、年度計画に基づく内部監査を充実させた。) 他法人の内部監査体制、規程等について調査を実施し、内部監査内容の見直しの必要性について検討を行った。</p> |
| <p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 畜産関係業務 (6) 肉用子牛生産者補給交付金の交付 交付業務の迅速化 〔特記事項〕 本年度のシステム導入促進の取組みにより、本年度中に13協会システムが導入され、この結果、導入が不必要な小規模の3協会を除く、当初予定の44協会の全てにおいて、1年前倒しでシステムの導入が完了した。</p> |
| <p>2 野菜関係業務 (1) 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、交付金等の1月当たりの交付回数が増加することにより、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から12業務日以内に交付する。 〔参考〕平成14年度実績:15業務日 〔特記事項〕) 19年度から担い手を中心とした産地への重点支援のため、産地を3区分して補てん率に差を設ける等の制度変更が行われることとなった。この制度変更に対応するため、従来の業務システム(予約・資金管理、交付金算定等)を大幅に変更し、新たな業務を円滑に実施する新システムを構築した。) 平均販売価額等は、従来、機構が関係登録出荷団体に通知し、それを当該団体が関係農協に通知していたことから、指定野菜価格安定対策事業に加入している生産者は、補給金が交付されるか否かを補給金交付前に知ることができなかった。しかしながら、生産者に補給金が交付される状況を早期に知らせることにより、農協からの補給金の早期交付が期待できることから、19年3月から平均販売価額等をホームページに掲載した。</p> |

(2) 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、交付金等の1月当たりの交付回数を増加すること等により、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から40業務日以内に交付する。

〔参考〕平成14年度実績：60業務日

〔特記事項〕

加工・業務用需要への対応を促進する観点から、全国規模の生産者と実需者との交流会を開催するとともに、ブロックごとに生産者又は実需者の現地研修会を開催した。また、全国交流会において実施したセミナーの内容を機構ホームページに掲載した。

平成19年度に契約野菜安定供給事業の運用改善が実施されることを踏まえ、出荷団体等から意見を聴取するとともに、これまでの知見をもとに、農林水産省に改善内容の提言を行った結果、提案に即した改善が行なわれることとなった。

指定産地は、国が指定し公示するものの、関係者以外はその内容を一覧することができなかった。このため、契約取引を実施しようとする実需者等の国内産地活用を促進する観点により、19年3月から野菜指定産地情報をホームページに掲載した。

5 情報収集提供業務

〔特記事項〕

外部の者を対象とした調査報告会の開催など幅広い関係者との双方向の情報発信に取り組んだ。また、当機構が行った情報提供に対して外部機関等の反響や多数の記事引用があった。

外部の者を対象とした報告会等の開催(18年4月～19年3月)：16回

情報業務への外部からの反響等(18年4月～19年3月)

外部からの講演依頼：13件

テレビ、新聞での報道：12件

面談等による個別説明の要請等：25件

記事等の他誌による引用(畜産)：895件

(4)消費者への情報提供

消費者への情報の提供については、消費者の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報とするため、以下の措置を講じる。

企画段階からの消費者・有識者等の参加を促進し、食の安全・安心関連情報等消費者の関心の高い情報を積極的に提供する。

〔特記事項〕

学校給食における地産地消の取組を一層推進する観点から、(社)全国学校栄養士協議会の協力の下、特に地場農産物を供給する生産者サイドと地場農産物を受け入れる学校給食関係者との連携の実態に着目し、平成18年12月から平成19年2月にかけて群馬県高崎市、千葉県千葉市、愛知県常滑市、愛知県豊田市において現地調査を実施した。

なお、19年度においては、これらの調査結果をホームページや情報誌に掲載することとしている。

16 平成18年度における支出の概要

引き続き調査中

17 行政組織から独立行政法人への再就職

引き続き調査中

18 独立行政法人から他の法人への再就職

引き続き調査中

19 出資法人一覧

引き続き調査中

20 平成18年度における売却資産等の概要

(1)有価証券 (2)固定資産

引き続き調査中